

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止・縮減 ）

No	2		府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の縮減		
見直し内容(概要)	省エネ改修に係る特例措置の工事費要件を見直し、30万円以上から50万円超とする。		
関係条文	地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条		
増収見込額	+11	（ ▲259の内数 ）	（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われ、持続的な有効活用を図ることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、省エネルギー化の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高めていく必要があるが、厳しい財政状況を踏まえ、より規模が大きく、住宅ストックの品質・性能向上に資するリフォームに支援対象を重点化することとする。		